

事業計画・施策「障害児支援の充実」へのご意見等に対する回答

	ご意見等	回 答 (市の考え方など)
1	<p>障害を受け入れ、早期に専門的な支援・指導を受けることが本人の発達や生きやすさに繋がると思うが、我が子の事となるとなかなか認めたくない保護者が多いのが現状。</p> <p>まずスタートの段階として、子どもに負担をかけ普通学校に通わずより、それぞれの特性を理解した指導を受ける有意性を説明し、納得してもらえるよう、保護者との信頼関係を築ける保育士や教諭を育てることも必要と考える。</p>	<p>(回答作成：保育幼稚園課)</p> <p>本市では、障害児支援に関する様々な研修等を行うとともに、教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、保護者の気持ちに寄り添いながら、個々の発達に応じた支援活動を行っています。</p> <p>今後、障害児支援のための研修について、さらに充実を図っていくとともに、関係機関との連携を強化しながら、保護者との信頼を築ける保育士や幼稚園教諭の育成に取り組んでいきます。</p> <p>-----</p> <p>(回答作成：教育研究所)</p> <p>就学相談は、教育研究所の特別支援教育班が、保育幼稚園課と連携しながら、適切な就学を目指して保護者との相談を重ねて対応しています。</p> <p>また、園からの依頼を受けて、教育研究所の特別支援教育班が特別支援教育の園内研修を行うとともに、事例検討や就学相談を行っています。</p> <p>就学後の取組としては、教員の年次研修に特別支援教育を位置づけて取り組むとともに、特別支援教育を視点にした授業改革実践研修、特別支援教育講座や特別支援教育学校コーディネーター研修会を行うなど、特別支援教育の専門的な知識を得ることで、教員の資質向上につながるようにしています。また、保護者に寄り添い信頼関係が築けるような教育相談のスキルを学べる講座も行っています。</p>

2	<p>特別支援教育支援員を配置した子どもの支援が途切れて、教頭や教員が対応している例があるが、それではただ見守りをしているだけになる。小学校6年間、途切れることのない支援・指導をし、中学へと引き継ぐ制度を確立するべきと考える。</p>	<p>(回答作成：学校教育課・教育研究所)</p> <p>特別支援教育支援員配置事業においては、支援員を高知市立学校に配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うことを目的としており、支援員の活用については学校全体の状況を見て学校長が判断することになります。そのため、一人の子どもに継続的に支援員が関わるができない場合もあります。また、支援員の配置そのものにつきましても、予算の範囲内で、必要とする学校に配置することになるため、昨年は配置できた学校であっても本年度は配置できないといった状況になることもあります。</p> <p>小学校6年間の支援が途切れることなく中学校に引き継ぐことにつきましては、担任が中心となり保護者の同意を得て、個別の教育支援計画や個別の指導計画、引継ぎシート等を作成し、スムーズに支援が引き継がれるようにしています。</p>
3	<p>今後の方向性の項目：地域連携体制の充実のうち、「関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組む」や「サポートファイルの入手方法や記入内容の改善を図るとともに、関係機関へ記入についての協力要請」など、「関係機関」とあるが、具体的なイメージがあまりないと思われる。「〇〇など」というようにいくつか具体的な名称を入れるなどすることはできないか。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>ご意見を踏まえて、今後の方向性の記載内容を具体的な表現に修正いたします。</p>
4	<p>障害のある子どもの保護者が悩むことの一つとして、地域の人などの理解不足がある。啓蒙啓発活動や地域で支援する体制の整備についての項目を入れてほしい。</p>	<p>(回答作成：子育て給付課)</p> <p>障害者施策全体の視点から、現在策定作業中の高知市障害者計画・障害福祉計画（平成27年度～29年度）において、市民等への広報・啓発の推進については施策「障害の正しい理解と偏見・差別の解消」により、ニーズに応じた地域生活の支援体制の整備については施策「生活支援サービスの充実」により取り組んでいく予定であるため、本事業計画への記載は考えておりません。</p>

5	<p>保育所等に入園することは、他の子どもとの関わりなど成長に有効なことである。しかし、現在の施設職員体制は、加配保育士＝臨時職員が大勢を占めている。</p> <p>障害のある子どもは人間関係の構築が苦手な場合があるため、毎年保育士が変わることはあまり望ましいことではなく、また、保育所としても障害児に対する支援のノウハウを蓄積できないため、職員配置の施策を検討してほしい。</p>	<p>(回答作成：保育幼稚園課)</p> <p>職員の配置につきましては、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等の運営形態などによって職員体制が異なりますので、各施設に対して一律の職員配置の施策を示すことは困難ですが、障害児支援のための研修をさらに充実させていながら、ノウハウの蓄積できる体制づくりに取り組んでいきます。</p>
6	<p>指導内容の充実のため、研修等を受講した「障害児担当指導保育士（仮称）」のような専門性の高い職員を保育所等に配置し、受け入れた児童の支援に加え加配保育士の指導も行える体制を整備することによって質の向上を図ってはどうか。</p>	<p>(回答作成：保育幼稚園課)</p> <p>現在策定作業中の高知市障害者計画・障害福祉計画（平成27～29年度）では、「保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実」が重点施策に位置付けられる予定であり、今後の方向性として研修の充実や児童発達支援事業所等の連携が挙げられています。</p> <p>今後、障害者計画・障害福祉計画における施策とも連携し、質の向上、指導内容の充実を図ります。</p>
7	<p>方向性としては良い。</p> <p>幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）と障害認定を行う医師・教育研究所・保健所等の関係機関との連携が不十分で情報や課題が共有されていないように思われる。私たち幼児教育関係者は、サポートファイルをはじめ障害児支援の情報や専門的な知識等を十分に持っていないし、療育関係者は私立幼稚園等の経営・運営面（職員配置基準はなく補助金・施設整備等）を熟知していない感がある。</p> <p>障害児と関係する家庭、幼児教育施設、認定・療育の関係機関が互いに情報や課題を共有し、連絡・連携を深めていくことが、障害児一人ひとりの発達に応じた支援への第一歩だと考える。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>障害児支援のそれぞれの取組の中で、幼児教育施設（幼稚園、認定こども園）についても、子ども発達支援センターを始め、関係機関との連絡・連携が十分に図られるように取り組んでいきます。</p>

8	県と市が行っている事業の調整はされているか。	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>障がい福祉課では、高知県自立支援協議会専門部会（相談支援体制づくり部会・子ども支援部会）や高知県重症心身障害児等サービス調整会議等に参加しながら、県・市それぞれが実施している事業や課題等について情報共有を行うとともに、今後の対策等について検討しています。</p>
9	障害のある子どもの総合相談窓口としての「子ども発達支援センター」は関係者に周知されているか。療育福祉センターが全ての窓口と考えている方も多いのではないか。	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>早期発見・早期療育支援体制が整う中で、療育福祉センター受診以前に、多くの方が「子ども発達支援センター」の相談や早期療育教室を利用されるようになりました。また、保育所・幼稚園からは園児の発達に関する相談、療育福祉センターからは受診待機期間の相談窓口として「子ども発達支援センター」や「親子通園ひまわり園」の紹介が増えるなど、連携体制は徐々に整ってきています。</p>
10	就学前・小学校・中学校・卒業後それぞれの段階において、個々の特性を報告し対応方法について話し合う体制はできていると思うが、その内容を充実させて継続してほしい。	<p>(回答作成：子育て給付課)</p> <p>今後もそれぞれのライフステージにおける支援内容の充実に取り組むとともに、切れ目のない支援に留意して障害児支援の施策の推進を図っていきます。</p>
11	施設や病院でレスパイト入所・入院ができる体制を充実させてほしい。	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>障害福祉サービスのうち、家族等のレスパイトについては、短期入所が該当サービスとなりますが、現状、利用希望に対し受入れ枠が不足している状況にあり、県下的な課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、高知県が平成25年度から保険医療機関が短期入所事業者としての指定を受けることを促進するための事業を立ち上げましたが、当該事業開始後新たに指定を受けた保険医療機関はなく、引き続き県とともに保険医療機関に対し理解と協力を求めています。</p> <p>また、既存の短期入所事業所については、入所施設の空床を利用する形が多い状況となっています。ただし、国として今後新たに入所施設を増やす方向もなく、また既存の入所施設においても待機者が多い中で、短期入所の枠を確保することが困難な状況にある等厳しい状況ではありますが、一つでも多くの枠を確保するために、引き続き既存事業所に対しても理解と協力を求めています。</p>

12	<p>現場では様々な問題が生じていると思われ、それに対して具体的な対応方法を示すことが必要である。「特別支援教育支援員」がその役割を担うことになるのかもしれないが、対応方法についていつでも相談し指導できる人材をどこかに配置し、必要があれば現場等で対応できるような体制は整っているのか。</p>	<p>(回答作成：学校教育課・教育研究所)</p> <p>特別支援教育支援員は、学校からの配置の希望をもとに、予算の範囲内で各校に配置するもので、特別支援学級担当教員等の補助や教員とともに学習支援等を行います。</p> <p>校内支援体制として、特別支援教育学校コーディネーターを中心に校内支援会を開いて支援策を検討したり、必要に応じて専門機関と連携して対応するなど、支援にあたっています。</p> <p>学校が、具体的な対応方法や指導方法について相談をする機関としては、教育研究所の特別支援教育班が対応しております。班長と指導主事3名が学校や保護者からの相談や依頼を受けて、授業の様子を参観したり、支援会に参加するなど、具体的な手立てや適切な支援について、助言をしています。</p>
13	<p>「現状と課題」について。      現行の制度は、平成24年4月の児童福祉法改正が大きいのでは。</p>	<p>(回答作成：子育て給付課)</p> <p>ご指摘のとおりですので、現状・課題の記載内容を修正いたします。</p>
14	<p>「地域連携体制の充実」について。      子どもの成長に合わせて支援を途切れなく継続させるためには、ステージごとのキーパーソンとともに、保護者等からの相談に対し、関係機関と連携して、家族支援を含めた相談対応ができる体制が必要。その一つとして障害児支援利用支援計画（サービス等利用計画）を作成する地域の指定相談支援事業所の役割が重要となり、その確保と質の向上が必要である。</p>	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>高知県において相談支援従事者研修（法定研修）が初任研修、現任研修、専門コース別研修として企画されています。専門コース別研修には「障害児相談支援」についての専門コースもあり、相談支援従事者の質の向上を目指して、定期的を実施しています。本市においても、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等を対象とした研修会を定期的に行っており、平成27年度以降も継続していきます。</p> <p>事業所数の確保については、民間法人の協力のもと少しずつ増加していますが、指定障害児相談支援事業所については未だ不足しておりますので、引き続き事業所数が増加するよう法人に働きかけを行います。</p>

15	<p>「地域連携体制の充実」について。</p> <p>ライフスタイルが変わる度に求められる子どもの記録や情報、また、つなぐ支援のツールとしてサポートファイルの活用は重要であり、より利用されるような方策を。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>サポートファイルを入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂するなど、改善を図っていきます。</p>
16	<p>「保健・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援」について。</p> <p>児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保とともに、支援技術の向上等の研修の実施を。</p>	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>放課後等デイサービス事業所については、事業所数が増加していますが、児童発達支援事業所については、県下の数が少なく、今後の利用者の増加への対応について県とも協議しています。</p> <p>また、支援技術の向上に関しては、国においても「障害児支援の在り方に関する検討会」を設置し、平成26年7月に報告書を取りまとめております。その中で、障害児支援について、その質を担保する観点から「保育所保育指針」のようなガイドラインの策定が必要である旨が言及されています。障害児通所支援に関するガイドラインを作成するため、平成26年10月6日から、関係団体や有識者等からなる「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」を開催し、早期のガイドライン策定が望まれている放課後等デイサービスに係るガイドラインから検討を進めております。現在、県において児童発達支援管理責任者研修（法定研修）を開催しておりますが、今後、国から提示されるガイドラインを参考にしながら、本市においても事業所を対象とした研修会を企画していきます。</p>
17	<p>「保健・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援」について。</p> <p>放課後児童クラブが小6まで対象とされたことに伴い、同様に障害児の受け入れを。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>高学年の障害児の入会希望者につきましては、1クラブ当たり原則3人までとしている定員の範囲内で、できるだけ受け入れを行っていきたいと考えております。</p>

18	<p>特にありません。</p> <p>(発達障害児については、ある程度保護者の理解も進んでいると思われるが、障害を受け入れることが難しい場合もあるようである。早期発見・早期支援を行うために、発達障害の可能性のある子どもへの適切な対応について、保護者の理解協力を求めるべく広報活動していくことが重要と思う。)</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>子どもの障害や発達に対する保護者の受容過程に配慮していくことについて、今後の方向性の記載内容を修正いたします。</p>
19	<p>発達障害児の早期発見及び療育は本人だけでなく家族や保育者（担任）への支援にもなるので、よりよい充実を望む。</p> <p>現状として、専門機関（療育センターほか病院等）が少なく2～6ヶ月待ちであるということ、また、同様に休日や長期休暇の支援サービスも定員の都合で活用が難しいと聞く。これらについて、保育所入所の待機児童と同等の意識で積極的な体制づくりをしていく必要性を感じる。</p> <p>今後の方向性案として、それらが実現されることと合わせて地域社会の理解につながる手立てもあれば障害児とその家族がより生活しやすくなるのではないかと。案では、直接的に関わる教育機関や支援体制の充実については掲げられているものの、社会に向けての提案は掲げられていないように思う。障害児支援が広く市全体に浸透する手立て（例：ユニバーサルデザインを広げていくなど）があればと思う。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課) ※1・2段落目</p> <p>保護者の受容過程に沿った、きめ細かい支援体制の構築と、保育所、幼稚園等への技術支援の更なる充実を図っていきます。</p> <hr/> <p>(回答作成：子育て給付課) ※3段落目</p> <p>障害者施策全体の視点から、市民等への広報・啓発の推進については、現在策定作業中の高知市障害者計画・障害福祉計画（平成27年度～29年度）の施策「障害の正しい理解と偏見・差別の解消」により取り組んでいく予定であるため、本事業計画への記載は考えておりません。なお、事業計画の施策「子育て家庭にやさしい生活環境の整備」において、公共的施設のバリアフリーの普及・啓発に取り組んでいきますので、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなります。</p>
20	<p>「サポートファイル」について。</p> <p>現状のサポートファイルの入手方法や記入内容を具体的に示してほしい。また、今後どう改善していくのかについても示してほしい。</p>	<p>(回答作成：子ども育成課)</p> <p>ご意見を踏まえて、現状・課題と今後の方向性の記載内容を具体的な表現に修正いたします。</p>

21	<p>「指定障害児相談支援事業所の確保」について。</p> <p>現状でどの程度不足しているのか、また、今後の見込みについても示してほしい。</p>	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>障害児のうちサービスの受給者証をお持ちの方は、平成26年9月末現在570名、うち障害児支援計画の作成済みの方は17名、3%と非常に厳しい状況となっています。</p> <p>現在事業所の確保を最優先課題として取り組んでおり、今後事業所が増加する予定となっております。引き続き事業所の確保に取り組むとともに、従事する相談支援専門員の質の向上にも取り組んでいきます。</p>
22	<p>「障害児支援利用計画の作成」について。</p> <p>支援員一人につき担当ケース数の制限等はあるのか。また、どれくらいのケースを想定しているのか。</p> <p>計画書の作成はサービス利用者だけを対象とするのか、サービス利用のない方はサポートファイルのみとなるのか。そうであれば、イニシアティブは誰が取るのか。</p>	<p>(回答作成：障がい福祉課)</p> <p>障害児支援利用計画の作成について、国から相談支援専門員一人あたりの担当件数の標準は示されていません。現在業務を行っている相談支援専門員の受け持ち件数は、50～100件と幅がありますが、このあたりが標準になるものと考えております。</p> <p>この障害児支援利用計画は、障害福祉サービス・児童福祉法サービスの利用申請のあった方のみ作成が必要となります。平成27年度からは、市内東西南北の各地域に障害児・者の相談センターを委託により設置する予定であり、子ども発達支援センターや教育委員会とも連携を図りながら、サービスの利用のない障害児についても相談体制を強化していきます。</p>